



埼玉県報

第 700 号
令和 8 年(2026 年)
3 月 10 日
火曜日

目次

告示

- 鴻巣行田土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- 家畜伝染病予防法第 6 条第 1 項の規定による告示（畜産安全課）
- 家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査の実施（畜産安全課）
- 鴻巣都市計画ごみ焼却ごみ処理場の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 県道さいたま鴻巣線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（政策調査課）

告 示

埼玉県告示第百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、
鴻巣行田土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	中山 幾七	埼玉県行田市大字埼玉四千四百七十八番地

告 示

埼玉県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告示

埼玉県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊、山羊及び鹿の伝達性海綿状脳症、豚及びいのししの豚熱、アフリカ豚熱、オ―エスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆病その発生の予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨ―ネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊及び山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(3) 鹿の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

- (1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- (2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

ヘ オーエスキール病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ロ 結核

- (1) ツベルクリン検査
- (2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

ホ 牛ウイルス性下痢

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ヘ 牛伝染性リンパ腫

- (1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ト 馬伝染性貧血

(1) 寒天ゲル内沈降反応検査

(2) その他の検査

チ 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査

(2) その他の検査

リ 豚熱

(1) 臨床検査

(2) エライザ法による検査

(3) その他の検査

ヌ アフリカ豚熱

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

ル オーエスキー病

(1) エライザ法による検査

(2) ラテックス凝集反応検査

(3) その他の検査

ヲ 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ワ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 血清抗体検査

(2) その他の検査

カ 腐蛆病

(1) 臨床検査

(2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第百五十四号

鴻巣市から鴻巣都市計画ごみ焼却ごみ処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百五十五号

坂戸市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百五十六号

坂戸市から坂戸都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により川越市から川越都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百五十八号

坂戸市から坂戸都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

さいたま鴻巣線	路線名
鴻巣市原馬室字鉄砲宿三七一三番五地 先から同市原馬室(元高尾)字半在家二 四二三番一地先まで	供用開始の区間
令和八年三月十日	供用開始の期日
令和四年十月二十八日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第六号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長二五六・九〇メートル	備考

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月十日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改める。

附 則

この規程は、令和八年六月十四日から施行する。